

〈記入例〉

（表面）

処分終了＝処分委託契約を締結したこと
廃棄終了＝PCB使用製品の使用を止め、
廃棄物とすること

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

令和 2年 4月 27日

名古屋市長 殿

・代理人による申請の場合、申請者と申請代理人を連記してください。
・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

届出者

住所 東京都〇〇区××町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 03-△△△△-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 10 条第 2 項（法第 15 条及び第 19 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄）を終えたため、届け出ます。

事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△△事業所		
事業場の所在地	名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号		
連絡担当者	〇〇部▽▽課 〇〇 〇〇	電話番号	052-×××-□□□□

（保管の場所／
所在の場所）

〇〇町〇〇番××号（※保管事業場の住所と保管場所の住所が異なる場合記入）

・全ての高濃度の処分が終了した場合
・全ての低濃度の処分が終了した場合
いずれかに該当する場合記入してください。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
16-001	コンデンサー (3kg以上)	30KVA	松下電器産業 (株)	ZB- 66303R-2	S43.8	AF式	1台	35.0kg	高濃度	R2.4	中間貯蔵・ 環境安全事業(株)	

1、2行なら直接記入、多数ある場合は別紙に記入してください。

処分業者との
契約締結年月

(日本産業規格 A列4番)

(裏面)

全ての高濃度使用製品を廃棄して保管を開始する場合

2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄終了年月	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		
	該当なし									

全ての高濃度使用製品を廃棄と同時に処分する場合

3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄及び処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)			
30-001	変圧器 (トランス)	50KVA	大阪変圧器 (株)	HCTR-L4	S46.9	不燃油	1台	280.0kg	R2.4	中間貯蔵・ 環境安全事業(株)	

- 備考 1. この届出書は、**ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日から 20 日以内**に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。
2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物としての処分も終了した場合には、3.に記載すること。なお、その場合にあっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に係る届出は、本届出をもって行われたものと解すること。
3. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
4. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」又は「低濃度」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
10. 「参考事項」の欄について、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
11. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
12. 都道府県知事が定める部数を提出すること。